

各教育事務所長 様

教育振興部児童生徒安全課長

児童・生徒の自転車安全利用及び自転車乗車用ヘルメット着用の
促進について（依頼）

このことについて、令和5年2月9日付け交総発第46号にて、千葉県警察本部交通部交通総務課長より、別添のとおり依頼がありました。

については、貴域内市町村教育委員会に対して、以下の内容を周知するとともに、各学校において、児童・生徒及び保護者に対し、別紙参考資料を活用して、自転車安全利用及びヘルメット着用の促進が図られるよう御指導願います。

記

○児童・生徒の交通事故死傷者に占める自転車乗車中の割合は、小学生は約36%、中学生は約63%、高校生は約70%を占めており、児童・生徒の交通事故防止には、自転車で安全に道路を通行するための知識と遵法意識を身につけさせることが重要な課題である。

○自転車乗車時のヘルメット着用について

- ・非着用時の致死率が着用時と比較して約2.2倍であることから、自転車事故で最も多い頭部の損傷を防ぐ効果が期待できる。
- ・道路交通法の一部改正により、本年4月1日から全ての自転車利用者に努力義務が課せられる。
- ・交通の方法に関する教則及び交通安全教育指針の一部が改正され「乗車用ヘルメットは、努めてSGマークなどの安全性を示すマークの付いたものを使い、あごひもを確実に締めるなど正しく着用」の旨が追記される。

【参考資料】

- ・自転車乗車用ヘルメット着用促進チラシ

【担当】

教育振興部児童生徒安全課安全班
指導主事 田中 福太郎

TEL 043-223-4091

各県立学校長 様

教育振興部児童生徒安全課長

児童・生徒の自転車安全利用及び自転車乗車用ヘルメット着用の
促進について（依頼）

このことについて、令和5年2月9日付け交総発第46号にて、千葉県警察本部交通部交通総務課長より、別添のとおり依頼がありました。

については、貴校教職員に対して、以下の内容を周知するとともに、各学校において、児童・生徒及び保護者に対し、別紙参考資料を活用して、自転車安全利用及びヘルメット着用の促進が図られるよう御配意願います。

記

○児童・生徒の交通事故死傷者に占める自転車乗車中の割合は、小学生は約36%、中学生は約63%、高校生は約70%を占めており、児童・生徒の交通事故防止には、自転車で安全に道路を通行するための知識と遵法意識を身につけさせることが重要な課題である。

○自転車乗用時のヘルメット着用について

- ・非着用時の致死率が着用時と比較して約2.2倍であることから、自転車事故で最も多い頭部の損傷を防ぐ効果が期待できる。
- ・道路交通法の一部改正により、本年4月1日から全ての自転車利用者に努力義務が課せられる。
- ・交通の方法に関する教則及び交通安全教育指針の一部が改正され「乗車用ヘルメットは、努めてSGマークなどの安全性を示すマークの付いたものを使い、あごひもを確実に締めるなど正しく着用」の旨が追記される。

【参考資料】

- ・自転車乗車用ヘルメット着用促進チラシ

【担当】

教育振興部児童生徒安全課安全班
指導主事 田中 福太郎
TEL 043-223-4091



交 総 発 第 4 6 号
令 和 5 年 2 月 9 日

千葉県教育庁教育振興部
児童生徒安全課長 様

千葉県警察本部
交通部交通総務課長

児童・生徒の自転車安全利用及び自転車乗車用ヘルメット着用の促進
について

時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

貴職には平素より交通安全活動を始め、警察業務各般にわたり、深い御理解と御協力をいただいておりますことに、厚く御礼申し上げます。

さて、令和4年中の児童・生徒の交通事故の発生状況につきましては、発生件数、死者数、負傷者数いずれも前年と比べて減少しておりますが、死傷者を状態別に見ますと、自転車乗用中が小学生は約36%、中学生は約63%、高校生は約70%を占めており、児童・生徒の交通事故防止には、自転車で安全に道路を通行するための知識と、遵法意識を身につけてもらうことが重要な課題であると考えます。

また、自転車乗用時のヘルメットにつきましては、ヘルメット非着用時の致死率が着用時と比較して約2.2倍であることから、自転車事故で最も多い頭部の損傷を防ぐ効果が期待できる上、道路交通法の一部改正により、本年4月1日から全ての自転車利用者に努力義務が課せられることに伴い、交通の方法に関する教則及び交通安全教育指針の一部が改正され「乗車用ヘルメットは、努めてSGマークなどの安全性を示すマークの付いたものを使い、あごひもを確実に締めるなど正しく着用」の旨が追記されます。

県警では、交通安全教室や登下校時の街頭指導をの実施してまいりますが、各学校におきまして児童・生徒に対して、自転車の安全利用及びヘルメットの着用について御指導いただくとともに、保護者に対して、自転車の交通ルール及び自転車に乗車する際のヘルメット着用について周知いただきますよう特段の御配慮をお願い申し上げます。

【参考資料】

自転車乗車用ヘルメット着用促進チラシ



本件担当

千葉県警察本部交通部交通総務課安全教育第2係
043-201-0110 (内線: 5055)

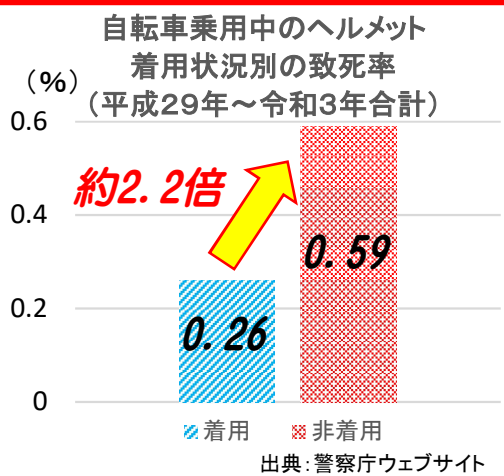
すべての世代で ヘルメットの着用を！



令和5年4月1日から、**全ての自転車利用者**に対する乗車用ヘルメットの着用が、努力義務になります。



被害を軽減させる
効果があります！



ヘルメットのデザインも豊富！

大人用ヘルメットは、ツバのついたタイプなど、おしゃれなヘルメットも増えています。自分の自転車スタイルに合わせて、ヘルメットを選んでみてはいかがでしょうか。

帽子タイプ



カジュアル
タイプ



スポーツ
タイプ



自転車とヘルメットはセットです！

千葉県警察